

平成6年度ISIJ外国人研究員募集案内

本会では、戦後多くの若手研究者が欧米の奨学金制度で渡欧・渡米して研鑽に励む機会に恵まれたのに対し、諸外国の若手研究者が来日して研鑽に励む制度がまだ不十分と考えられることや、最高の科学技術教育を受け、将来を嘱望されている若手研究者が来日し、ともに研究と討論を重ねることが日本の若手研究者の良き刺激にもなり、国際交流ひいては世界の鉄鋼業の発展に寄与しようとの考えにより、次のような「外国人研究員奨学」制度を設置し、平成6年度より招へいを開始いたします。

申請希望者は所定の提出書類を申請受付期間内にご提出下さい。なお、申請書様式は本会（下記12項参照）までご請求下さい。

募集要項

1. 趣旨

日本鉄鋼協会は、諸外国から博士号取得直後の若手研究員を、「外国人研究員奨学」事業(英文名称: ISIJ Postdoctoral Fellowship for Foreign Researchers) によって我が国に招へいする。この事業は、日本の鉄鋼研究が世界最高水準にあり、今や世界の鉄鋼技術のリーダーとしての役割を期待されていることに鑑み、世界的な若手研究員の育成と鉄鋼研究の活性化を目的として、外国人若手研究員が日本の大学等学術研究機関において日本側受入研究者と共同して研究に従事するのを援助する奨学制度である。

なお、本募集への申請は、外国人研究員の招へいを希望する我が国の研究者が行なうものとする。

2. 募集分野

鉄鋼及び、その関連分野

3. 採用予定数

原則として、2名以内

4. 外国人研究員の要件

- (1)原則として外国人であること。
- (2)日本における研究開始時点で、外国の大学で博士の学位を取得している者。
- (3)英語又は日本語の論文を発表している者。
- (4)外国の大学及び国公立研究所に所属する者とするが、その職場で常勤的職に就いているかどうかは問わない。
- (5)他の奨学金を受けていない者。
- (6)34歳未満の者。
- (7)研究員が日本において常勤的な職に就いた時は、本資格を喪失する。

5. 採用期間及び来日時期

- (1)採用期間は、原則として6か月以上1年未満とする。ただし研究内容によっては最大1年の延長を認める。
- (2)今回の募集は、平成6年(1994年)9月1日から平成7年(1995年)8月31日までの間に来日する予定の外国人研究員を対象とする。

6. 支給経費

- (1)旅費 往復国際航空費
 - (2)滞在費 26万2千円(月額)。滞在費中には、家族手当、宿舍手当、渡日一時金、研究期間内日本語研修費、保険料をも含むものとする。
- ◎研究費 申請がある場合は、受入側と協議の上150万円を限度として受入機関に支給する。

7. 申請資格

国公立大学の、原則として大学院博士課程を担当する教授、助教授及び講師、並びに国公立研究所に所属する常勤の研究者

8. 申請受付期間 平成6年2月1日～2月28日

9. 申請手続

外国人研究員の招へいを希望する我が国の研究者は、以下の書類を整え申請すること。

提出書類

- (1)外国人研究員招へい申請書(様式1)
……正本1部とその写し2部(使用用紙A4判に限る。)
- (2)「外国人研究員候補者調書(様式2)
……正本1部とその写し2部(使用用紙A4判に限る。)
- (3)「候補者調書」に係わる次の添付書類
……写し各3部(使用用紙A4判に限る。)
- ア.候補者の経歴書
- イ.候補者の論文リストとその中の代表的な論文3通添付
- ウ.候補者の本国における指導研究者等2名以上からの推薦書
- エ.博士号学位取得証明書(取得済の場合)
- オ.学振に応募したことのある人はそのコピー
- (4)候補者との連絡状況が確認できる往復文書
……写し各3部(使用用紙A4判に限る。)
- (5)補則説明資料(特に必要な場合)
……写し各3部(使用用紙A4判に限る。)
- (6)外国人研究員シール(様式3) ……正本1部

[注1]提出書類のうち(1)～(5)の書類は、各1部をまとめて1セット(左肩ホチキス留め)とし、これを3セット提出すること。

[注2]提出書類のうち、(3)ウ、エ、及び(4)の書類が日本語・英語以外の言語で記載されている場合は、日本語による訳文を添付すること。

10. 選考結果の通知

選考結果は、平成6年5月下旬に文書で通知する。また、採用された外国人研究員には、本会から招へい状を直接送付する。

11. 外国人研究員の義務

- (1)研究計画を大幅に変更する場合には事前に承認を得なければならない。
- (2)奨学金給付開始後2か月以内に研究計画書を(社)日本鉄鋼協会に提出すること。
- (3)我が国の受入研究者と共同して、研究計画に基づいて研究に専念すること。研究に専念していないと認められる場合には、研究員の資格を取消すことがある。
- (4)滞在中に開かれる(社)日本鉄鋼協会の講演大会で、滞在中の成果あるいは過去の成果を発表すること。
- (5)採用期間終了後6か月以内に研究報告書を(社)日本鉄鋼協会に提出すること。
- (6)(社)日本鉄鋼協会の学術論文誌に、滞在中の成果を含む内容の論文を発表すること。
- (7)終了したら日本に残らず帰国し、活躍することを前提とする。

12. 申請書類の送付先及び連絡先

〒100 東京都千代田区大手町1-9-4 経団連会館3階
(社)日本鉄鋼協会育成委員会「ISIJ外国人研究員」係